

—みんなの幸せは、差別のないあたたかなふれあいから—

山城地域(宇治市・八幡市・久御山町以南) 京都府府営住宅空家入居者 10月一般募集案内書

＜特定目的による優先募集(多子世帯・新婚世帯・子育て世帯・近居世帯を含む)＞

受付期間 令和5年10月2日(月)～10月12日(木)

- 郵送で申込む場合は、「府営住宅等入居申込書」、「申込者(入居者)及び同居親族の状況申立書」及び「自活状況申立書(単身の方のみ)」を作成し、専用封筒で申込んでください。
- スマートフォンやパソコンから電子申請で申込む場合は、下記の京都府ホームページ「府営住宅空家募集情報」から申込んでください。
<https://www.pref.kyoto.jp/jutaku/r-bosyu.html>
- 申込者の現住所、氏名、同居親族の氏名、希望別団地番号、住宅困窮理由等必要事項に漏れや不備がある場合は受付できません。

◆申込資格には、いろいろな条件がありますので、この案内書をよくお読みのうえ、受付期間内に申込をしてください。

◆府内の他地域の募集と重複して申込することはできません。

◆京都府住宅供給公社ホームページ <https://kyoto-juko.jp/>



◆府営住宅テレホンサービス

山城地域(宇治市・八幡市・久御山町以南)}
中丹・丹後地域(綾部市・福知山市以北)}
京都市〈西京区除く〉地域
乙訓〈京都市西京区含む〉・南丹地域

電話 075(414)6363

電話 075(354)1091

電話 075(382)1093

◆山城地域の問い合わせ先

京都府住宅供給公社

〒602-8054 京都市上京区出水通油小路東入
丁字風呂町104番地の2(京都府庁西別館2階)
電話 075(432)2018

令和5年10月

目次

① 申込の手順	P 1
② 募集する住宅	P 2
募集住宅一覧	P 3 - 1 ~ P 3 - 5
③ 申込資格と申込方法	P 4 ~ P 16
①申込資格	P 4 ~ P 5
②申込時の注意点	P 6
③申込時の必要書類	P 6
④申込書の書き方	P 7
⑤申込書の記入例	P 8
⑥当選後の必要書類	P 9 ~ P 11
⑦収入基準	P 12 ~ P 15
※裁量階層について	P 16
④ 申込受付から入居までの流れ	P 17 ~ P 20
⑤ 一般募集予定月	P 21
⑥ 特定目的による優先入居募集	P 21
⑦ 山城地域 主な府営住宅所在地・位置図	P 22 ~ P 23
〈同封用紙〉 ○府営住宅等入居申込書 1 枚	
〈綴込用紙〉 ○自活状況申立書 1 枚 ○申込者（入居者）及び同居親族の状況申立書 1 枚	

京都府府営住宅から暴力団員を排除します！

（申込に際して、暴力団員でないことの誓約と入居者資格について関係機関への照会に同意していただきます。）

京都府では府営住宅入居者の生活の安全と平穏を確保するため、京都府府営住宅条例に基づき、府営住宅からの暴力団員排除に取り組んでいます。

○ 暴力団員

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する者

○ 新規申込者

申込者（入居者）又は同居親族が暴力団員である場合は入居を認めない。

○ 同居許可・使用承継

同居させようとする者、使用承継を受けようとする者が暴力団員である場合は許可しない。

○ 既入居者

暴力団員であることが判明したときは、明渡し請求を行う。

1

申 込 の 手 順

① 申込み資格を確認する

府営住宅は、申込資格や諸条件がありますので、よくご確認のうえ、申込をしてください。

- ①申込資格（p4～p5）
- ②申込時の注意点（p6）
- ⑦収入基準（p12～p15）

② 団地を選ぶ（1戸）

- 募集住宅一覧から申込み住宅1戸を選び申込書に団地番号を記入します。
2戸以上申込みと全て無効になります。
- 単身での申込は、単身入居資格が必要であり、住宅一覧に **単身可** の表示のある住宅に限ります。
- 一般募集1戸と特定目的による優先募集1戸は同時に申込できますが、特定目的による優先募集を2戸以上申込みことは出来ません。（特定目的による優先募集がある月のみ）
- 申込住宅は、団地番号で判断します。

③ 申込方法を選ぶ

郵送で申込み	電子申請で申込み
• 申込用紙が添付された「募集案内書」をお近くの配布場所で入手してください。	• 右記コードから京都府ホームページにアクセスし、必要事項を入力してください。 

④ 書類を作成し、提出する

郵送で申込み	電子申請で申込み
• 「申込書の書き方」（p7）等を参考にして「入居申込書」・「状況申立書」・「自活状況申立書（単身のみ）」を専用封筒で郵送してください。	• 必要事項入力後、受付期間内に送信してください。

受付期間：令和5年10月2日（月）～10月12日（木）

郵送で申込み	電子申請で申込み
• 京都府庁前郵便局（必着） （受付期間外に到着した場合は、郵便局から自動的に返送されます）	• 受付は、最終日の16時まで （締切後は、入力・送信ができなくなります）

※ 郵送と電子申請の両方で申し込まれると、失格になる場合があります。

2 募集する住宅

◆令和5年10月募集の住宅の概要

空 家		
	一般募集	
	府 営 住 宅	12戸
	特 別 賃 貸 府 営 住 宅	2戸
	4 団 地	1 団 地
	小 計	14戸
	特定目的による優先入居募集	
	多子世帯A（18歳未満3人以上）優先入居	
	府 営 住 宅	2戸
	1 団 地	
	多子世帯B（18歳未満2人以上）及び新婚世帯優先入居	
	府 営 住 宅	4戸
	4 団 地	
	子育て世帯（18歳未満1人以上）優先入居	
	府 営 住 宅	5戸
	5 団 地	
	子育て世帯向け入居期限付優先入居	
	府 営 住 宅	1戸
	1 団 地	
	近居世帯優先入居	
	府 営 住 宅	1戸
	1 団 地	
	小 計	13戸
	合 計	27戸

※山城地域とは宇治市・八幡市・久御山町以南の京都府南部地域のことです。

※府営住宅と特別賃貸府営住宅の違いは主に入居収入基準です（12ページ参照）

※募集する空家は、建設以来相当の年数を経過したものもあり、生活に支障のないよう各部の破損や動作不良の整備、汚損部分の美装について対応しているところですが、すべてが新しくなるものではありませんので、ご理解・ご了承の上、申込をお願いします。

◆【山城地域】10月募集住宅一覧

令和5年10月一般募集

一般募集

※府営住宅等では、家賃のほか、共益費等が必要です。

種別	所在地	団地番号	団地名	型別	単身入居	団地戸数	募集戸数	収入基準	家賃月額(円)	間 取 り	面積 (㎡)	予定階数	エレベータ	建設年度	参考倍率	備 考
府営住宅	宇治市	①	西大久保	2DK		2,070	1戸	① 18,000～26,800 ② 18,000～35,400	6・5.4(板)・DK	44.4	2階	有	49	0.0	平成15年度全面改修棟 有料月極駐車場有	
		②	西大久保	2DK			1戸	① 18,400～27,500 ② 18,400～36,200	7.5・6・DK	46.9	1階	有	50	0.0	平成18年度全面改修棟 有料月極駐車場有	
		③	西大久保	3DK			1戸	① 13,100～19,500 ② 13,100～25,700	6・4.5・3(板)・DK	43.3	5階		48	0.7	有料月極駐車場有	
		④	西大久保	3DK	単身可		1戸	① 13,600～20,200 ② 13,600～26,700	6・4.5・3(板)・DK	42.0	1階	有	48	10.0	有料月極駐車場有	
		⑤	西大久保	3DK			2戸	① 13,700～20,400 ② 13,700～27,000	6・4.5・3(板)・DK	41.9	4階 5階	有	48	／	(注10参照) 有料月極駐車場有	
	京田辺市	⑥	田 辺	2 K	単身可	1,130	1戸	① 9,200～13,700 ② 9,200～18,100	6・6・K	30.1	4階	有	45	11.0		
		⑦	田 辺	3 K			2戸	① 10,700～15,900 ② 10,700～21,000	6・6・3・K	35.8	4階 5階	有	45	0.0	(注10参照) 洗面所無	
		⑧	田 辺	5DK			1戸	① 19,000～28,400 ② 19,000～37,400	6・6・6・6・6 6(板)・DK	73.3	4階		43	0.5	申込資格4人以上世帯	
	久御山町	⑨	下 津 屋	3DK		246	1戸	① 18,400～27,400 ② 18,400～36,200	6・6・4.5・DK	56.8	5階		54	0.0		
		⑩	東 佐 山	3DK		215	1戸	① 15,300～22,900 ② 15,300～30,200	6・4.5・3(板)・DK	46.9	4階	有	51	5.0		
府特別住賃住宅賃	宇治市	⑪	西大久保	3DK		2,070	1戸	③ 13,800～34,500	6・4.5・4(板)・DK	46.6	3階		48	1.0	有料月極駐車場有	
		⑫	西大久保	3DK			1戸	③ 13,800～34,500	6・4.5・4(板)・DK	46.6	5階		48	1.0	有料月極駐車場有	
合計							14戸									

- (注1) 単身での入居申込は、単身入居欄に「**単身可**」と表記した住宅に限ります。また、単身での入居申込資格(5ページ参照)が必要です。
- (注2) 家賃月額は、収入や住宅面積、建設年度、立地条件などにより毎年度算定します。また、同じ団地で同じ収入でも入居する住宅によって家賃が変わることがあります。(入居時の家賃月額は、入居説明会でお知らせします)
- (注3) 収入基準欄の②は、裁量階層(16ページ参照)に該当する世帯です。
- (注4) 間取り欄にある(板)とは、床材がフローリングや塩化ビニール貼等の洋室です。
- (注5) 予定階数は、整備工事の都合等により変更される場合があります。
- (注6) 「参考倍率」は過去5カ年の実績値を用いていますが、その間に募集実績がなかった場合は、「/」と記載しています。
- (注7) 備考欄に『有料月極駐車場有』と表記した住宅の駐車場に空きがある場合は、入居決定後に別途申込してください。
- (注8) 備考欄の「**申込資格4人(または3人)以上世帯**」は、表記人数以上の世帯であることが必要です。
- (注9) 備考欄に「洗面所無」と表示してある住宅には洗面所がありません。この住宅に申込する場合は住宅困窮理由の生活設備不便(洗面所無)の対象となりません。(4ページ参照)
- (注10) この住戸では予定階数を選ぶことはできません。当選順位1位の方から昇順で決定します。

○一般募集の申込は、団地番号①から⑫で1つしか申込できません。

特定目的による優先入居募集

- 特定目的による優先入居募集に申込されても、一般募集に申込することができます。
○特定目的による優先入居募集を2戸以上申込することはできません。

◆ 多子世帯A（18歳未満3人以上）優先入居

- 多子世帯A（18歳未満3人以上）優先入居の申込資格
 - 多子世帯優先入居の募集は、府営住宅等の空家住宅を活用して、特に住宅にお困りになっている多子世帯を対象に行うものです。
 - この優先入居に申込される場合には、一般募集と同様の申込資格（詳しくは4ページ以降をご覧ください）が必要となるほか、18歳未満（入居申込時）の者が3人以上いる世帯であることが必要です。

2 多子世帯A（18歳未満3人以上）優先入居の募集住宅

※府営住宅等では、家賃のほか、共益費等が必要です。

種別	所在地	団地番号	団地名	型別	単身入居	団地戸数	募集戸数	収入基準	家賃月額(円)	間取り	面積(m ²)	予定階数	エレベータ	建設年度	備考
府営住宅	京田辺市	⑬	田 辺	5DK		1,130	1戸	①	19,500～29,100	6・6・6・6・6(板)・DK	73.3	1階		44	申込資格4人以上世帯
								②	19,500～38,300						
		⑭	田 辺	5DK			1戸	①	19,500～29,100	6・6・6・6・6(板)・DK	73.3	2階		44	申込資格4人以上世帯
								②	19,500～38,300						

- (注1) 家賃月額は、収入や住宅面積、建設年度、立地条件などにより毎年度算定します。
また、同じ団地で同じ収入でも入居する住宅によって家賃が変わることがあります。(入居時の家賃月額は、入居説明会でお知らせします)
- (注2) 収入基準の欄の②は、裁量階層（16ページ参照）に該当する世帯です。

◆ 多子世帯B（18歳未満2人以上）優先入居及び新婚世帯優先入居

- 多子世帯B（18歳未満2人以上）優先入居の申込資格
 - 多子世帯優先入居の募集は、府営住宅等の空家住宅を活用して、特に住宅にお困りになっている多子世帯を対象に行うものです。
 - この優先入居に申込される場合には、一般募集と同様の申込資格（詳しくは4ページ以降をご覧ください）が必要となるほか、18歳未満（入居申込時）の者が2人以上いる世帯であることが必要です。
- 新婚世帯優先入居（今回の受付期間初日において、夫婦の両方・申込者本人及び婚約者が40歳未満の場合に限る。子の有無は問いません）の申込資格
 - 新婚世帯優先入居の募集は、府営住宅等の空家住宅を活用して、子育てを支援するとともに若い世帯で特に住宅にお困りになっている世帯を対象に行うものです。
 - この優先入居に申込される場合には、一般募集と同様の申込資格（詳しくは4ページ以降をご覧ください）が必要となるほか、今回の受付期間初日において、結婚後1年を経過しない夫婦又は婚約者と申込される方（今回の受付期間初日において、夫婦の両方・申込者本人及び婚約者が40歳未満の場合に限る。子の有無は問いません。）であることが条件となります。
婚約者と申込される方は、6ページ（②の③）にしたがってください。

3 多子世帯B（18歳未満2人以上）及び新婚世帯優先入居の募集住宅

※府営住宅等では、家賃のほか、共益費等が必要です。

種別	所在地	団地番号	団地名	型別	単身入居	団地戸数	募集戸数	収入基準	家賃月額(円)	間取り	面積(m ²)	予定階数	エレベータ	建設年度	備考
府営住宅	宇治市	⑮	砂 田	3DK		100	1戸	①	31,200～46,400	7(板)・6・5.5(板)・DK	69.9	1階	有	H10	有料月極駐車場有
								②	31,200～61,200						
	城陽市	⑯	水 主	3DK		245	1戸	①	18,800～28,000	6・6・4.5(板)・DK	58.0	4階	有	55	
								②	18,800～36,900						
	木津川市	⑰	北 代	3DK		50	1戸	①	24,100～35,800	6・6・6(板)・DK	66.6	1階		H6	有料月極駐車場有 LPガス
								②	24,100～47,300						
		⑱	木 津	3DK		39	1戸	①	24,000～35,800	6・6・6・DK	63.4	2階		H3	LPガス
								②	24,000～47,200						

- (注1) 家賃月額は、収入や住宅面積、建設年度、立地条件などにより毎年度算定します。
また、同じ団地で同じ収入でも入居する住宅によって家賃が変わることがあります。(入居時の家賃月額は、入居説明会でお知らせします)
- (注2) 収入基準の欄の②は、裁量階層（16ページ参照）に該当する世帯です。

◆ 子育て世帯（18歳未満1人以上）優先入居

1 子育て世帯（18歳未満1人以上）優先入居の申込資格

- 子育て世帯優先入居の募集は、府営住宅等の空家住宅を活用して、特に住宅にお困りになっている子育て世帯を対象に行うものです。
- この優先入居に申込される場合には、一般募集と同様の申込資格（詳しくは4ページ以降をご覧ください）が必要となるほか、3人以上世帯で、18歳未満（入居申込時）の者が1人以上いる世帯であることが必要です。

2 子育て世帯（18歳未満1人以上）優先入居の募集住宅

※府営住宅等では、家賃のほか、共益費等が必要です。

種別	所在地	団地番号	団地名	型別	単身入居	団地戸数	募集戸数	収入基準	家賃月額(円)	間取り	面積(m ²)	予定階数	エレベータ	建設年度	備考
府営住宅	宇治市	①9	三室戸	3DK		160	1戸	①	22,800～33,900	6・6・4.5(板)・DK	63.1	1階		60	申込資格3人以上世帯
								②	22,800～44,700						
	横島大川原	②0	3DK			150	1戸	①	29,000～43,200	8(板)・6・5(板)・DK	64.8	6階	有	H24	申込資格3人以上世帯 (注3参照)、 有料月極駐車場有
								②	29,000～56,900						
	城陽市	②1	水主	3DK		245	1戸	①	19,400～28,900	6・6・4.4(板)・DK	58.0	5階	有	54	申込資格3人以上世帯
								②	19,400～38,100						
京田辺市	②2	田辺	3DK			1,130	1戸	①	22,200～33,000	6・6・6・DK	62.1	1階		63	申込資格3人以上世帯
								②	22,200～43,600						
	②3	興戸	3DK			21	1戸	①	27,200～40,500	6・6・6(板)・DK	64.5	1階		H6	申込資格3人以上世帯 有料月極駐車場有、 LPガス
								②	27,200～53,400						

(注1) 家賃月額は、収入や住宅面積、建設年度、立地条件などにより毎年度算定します。

また、同じ団地で同じ収入でも入居する住宅によって家賃が変わることがあります。(入居時の家賃月額は、入居説明会でお知らせします)

(注2) 収入基準欄の②は、裁量階層（16ページ参照）に該当する世帯です。

(注3) 横島大川原団地には、交流テラス、社会福祉施設（認知症高齢者グループホーム、知的障害者グループホーム、小規模多機能施設）が併設されています。

また、地域の浸水対策として降った雨を団地内駐車場に貯留し、時間をかけて排水路に放流する仕組みを取り入れているため、1時間に約60mm以上の豪雨や長時間の降雨の時など、駐車場の車止め側が最大5cm程度冠水する場合があります。

◆ 子育て世帯向け入居期限付き優先入居

1 子育て世帯向け入居期限付き優先入居の申込資格

- 子育て世帯向け住宅の募集は、子育て支援、多様な年齢階層の世帯の入居の促進、府営住宅等の有効活用の観点から、入居期間を限って入居することができる期限付き入居制度を導入し、子育て世帯の居住を支援するものです。
- この優先入居に申込される場合には、一般募集と同様の申込資格（詳しくは4ページ以降をご覧ください）が必要となるほか、3人以上世帯で、入居日(令和5年12月下旬頃以降)時点で小学6年生以下(12歳以下)の者がいる世帯であることが必要です。

2 入居期間の定め

- 入居期間は、入居日時点の末子が18歳に達する年度の3月31日までとします。
- 入居期間満了日時点で、18歳未満の者があり、3人以上世帯で、かつ、府営住宅の入居者資格（収入要件等）を充たしていれば、再入居決定により、その時点の末子が18歳に達する年度の3月31日まで継続して居住することができます。

3 入居期間満了後の対応

- 入居期間満了日の2年前から、当該時点で府営住宅の入居者資格（収入要件等）を充たしていれば、他の府営住宅の募集に申込むことができます。
また、団地内外の空家があれば、入居期間満了予定者を対象に優先募集を行います。
- 入居期間満了による退去においても、引越費用は入居者の負担となります。

4 その他の留意事項

- 入居説明会（17ページ参照）では、入居決定に関する説明確認の署名捺印を要するため、入居説明会には必ず入居申込者ご本人が来場してください。
 また、ハンコ（認印）及び身分証明書（運転免許証等）を持参してください。
 やむを得ず代理人が出席される場合は、公社所定の委任状（入居申込者ご本人の実印を押印）及び印鑑登録証明書を提出していただきます。

5 子育て世帯向け入居期限付き優先入居の募集住宅

※府営住宅等では、家賃のほか、共益費等が必要です。

種別	所在地	団地番号	団地名	型別	単身入居	団地戸数	募集戸数	収入基準	家賃月額(円)	間取り	面積(m ²)	予定階数	エレベータ	建設年度	備考
府営住宅	宇治市	②4	横島大川原	3DK		150	1戸	①	29,000～43,200	8(板)・6・5(板)・DK	64.8	4階	有	H24	申込資格3人以上世帯 一部間仕切り可動型 (注3参照) 有料月極駐車場有
								②	29,000～56,900						

- (注1) 家賃月額は、収入や住宅面積、建設年度、立地条件などにより毎年度算定します。
 また、同じ団地で同じ収入でも入居する住宅によって家賃が変わることがあります。(入居時の家賃月額は、入居説明会でお知らせします)
 (注2) 収入基準欄の②は、裁量階層（16ページ参照）に該当する世帯です。
 (注3) 横島大川原団地には、交流テラス、社会福祉施設（認知症高齢者グループホーム、知的障害者グループホーム、小規模多機能施設）が併設されています。
 また、地域の浸水対策として降った雨を団地内駐車場に貯留し、時間をかけて排水路に放流する仕組みを取り入れているため、1時間に約60mm以上の豪雨や長時間の降雨の時など、駐車場の車止め側が最大5cm程度冠水する場合があります。

◆ 近居世帯優先入居

1 近居世帯優先入居の申込資格

- この優先入居に申込される場合には、一般募集と同様の申込資格（詳しくは4ページ以降をご覧ください）が必要となるほか、
 京都府が指定する地域内の府営住宅等（府営住宅・特別賃貸府営住宅）、市営住宅又はUR賃貸住宅に、申込者又はその配偶者の2親等内の直系親族（以下の親族図を参照）が現に入居している世帯（近居世帯）であることが必要です。
 夫婦又は親子等で申込される場合は、どなたが申込者となるかで、2親等内の親族（以下の親族図を参照）の範囲が変わりますので注意してください。

<2親等内の直系親族が入居している住宅>

◆府営住宅西大久保団地・特別賃貸府営住宅西大久保団地（宇治市）
 （申込受付時に入居者台帳に登録された入居者〔名義人〕・同居者に限ります）

◆宇治市営大久保旦棕団地（宇治市）
 （申込受付時に宇治市に入居を認められている入居者〔名義人〕・同居者に限ります）

- この優先入居に申込される場合には、以下の手続きを行ってください。

<申込時に申込書に記入する事項>

◆申込書のD票「近居世帯優先入居募集の親族」欄に、近居の対象となる2親等内の直系親族が申込受付時に入居している府営住宅・市営住宅の団地名、住戸番号（棟・号）、氏名、続柄（申込者本人から見た関係『父・二女・妻の母・・・』）を必ず記入してください。

<当選後に提出する書類>

- ①近居の対象者が申込受付時に申込者の2親等内の親族（血族・姻族）であることを証明する書類<以下の書類のうちのいずれか1つ>

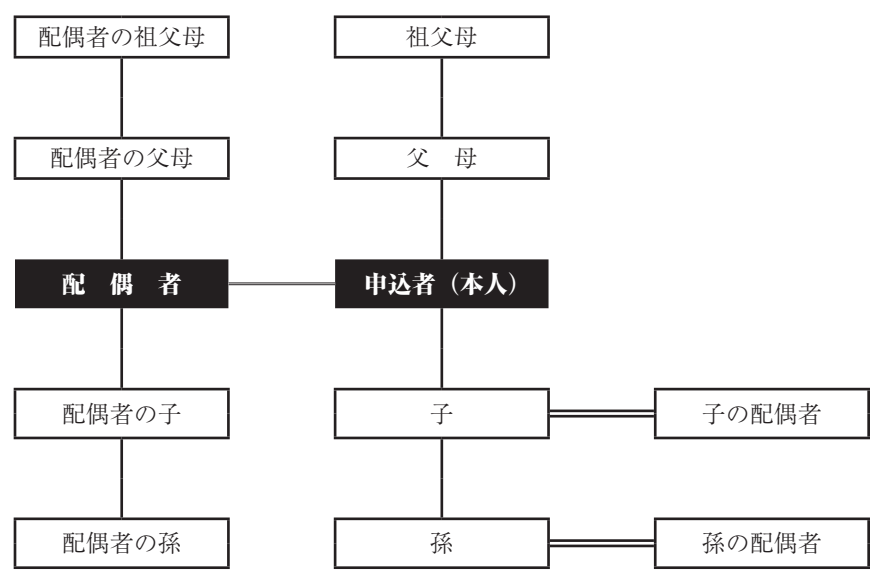
*1通の証明書類で親族関係を証明できない場合は、証明可能な書類が全て必要です。

◆戸籍謄本（全部事項証明）又は戸籍抄本（一部事項証明）の原本

◆親族関係を証明することができる公的機関（大使館等）発行の証明書（外国語表記の場合は日本語訳文添付のこと）の原本

- ②近居の対象となる親族が府営住宅西大久保団地・特別賃貸府営住宅西大久保団地又は宇治市営大久保旦棕団地に申込受付時に入居していることを証明する以下の書類
- *親族が府営住宅西大久保団地・特別賃貸府営住宅西大久保団地にあつては入居者台帳に登載されていない方、宇治市営大久保旦棕団地にあつては宇治市役所発行の入居証明書に記載のない方は近居世帯優先入居の対象となりません。
 - *親族の住民票の住所が府営住宅西大久保団地・特別賃貸府営住宅西大久保団地又は宇治市営大久保旦棕団地であるだけでは近居世帯優先入居の対象となりません。
- ◆近居の対象となる親族が**宇治市営大久保旦棕団地**に入居している方は、入居者〔名義人〕・同居者であることのわかる**宇治市役所発行の証明書の原本**（入居者〔名義人〕に申請手続きを依頼してください）
- ◆近居の対象となる親族が**府営住宅西大久保団地・特別賃貸府営住宅西大久保団地**に入居している方は、入居者〔名義人〕・同居者であることの確認は京都府住宅供給公社が直接行いますので、**証明する書類の提出は不要**です。

親族図（近居世帯優先入居に申込可能となる親族の範囲）



2 近居世帯優先入居の募集住宅

※府営住宅等では、家賃のほか、共益費等が必要です。

種別	所在地	団地番号	団地名	型別	単身入居	団地戸数	募集戸数	収入基準	家賃月額(円)	間取り	面積(m ²)	予定階数	エレベータ	建設年度	備考
住府宅営	宇治市	②⑤	西大久保	3DK		2,070	1戸	① ②	13,100～19,500 13,100～25,700	6・4.5・3（板）・DK	43.3	5階		48	有料月極駐車場有

(注1) 家賃月額は、収入や住宅面積、建設年度、立地条件などにより毎年度算定します。
また、同じ団地で同じ収入でも入居する住宅によって家賃が変わることがあります。（入居時の家賃月額は、入居説明会でお知らせします）

(注2) 収入基準欄の②は、裁量階層（16ページ参照）に該当する世帯です。

府営住宅の見学会を行います

府営住宅の申込に際し、一般的な府営住宅の状況をご確認いただく機会を設けたものです。

* 申込みたい住戸を内覧できるものではありませんのでご注意ください。

○ 見学申込対象者

府営住宅の入居申込を検討されている方

○ 見学対象住戸

府営住宅田辺団地の一室を予定

○ 見学実施期間

令和5年10月2日(月)、10月3日(火)

両日とも、①14:30～14:45 ②15:00～15:15

③15:30～15:45 ④16:00～16:15

* 時間を区切って1組ごとの入替え制で行います。

○ 見学申込受付方法 (事前予約制・先着順、当日分の見学申込はできません。)

・ 申込方法 山城府営住宅管理センターに電話予約してください。

【電話】0774-62-3507 (日曜・祝日を除く午前9時～午後5時)

* 詳細については、山城府営住宅管理センターにおたずねください。

・ 申込〆切 見学会各実施日の前日午後5時まで

○ 見学の際のお願い

・ 見学は1組3名までとします。

・ 見学される方には、申込時に氏名、住所等を届け出ていただきます。

・ 当日、見学される方の健康状態をお伺いします。なお、体温が37.5度以上の方や体調の悪い方は見学をお断りいたします。

・ 見学される方は、指定された日時に直接現地へお越しください。

・ 車でお越しの場合は、申込の際に管理センターへ申し出てください。

山城地域10月、11月募集申込なし住戸の再募集について

山城地域の府営住宅10月一般募集、11月一般募集において入居申込のなかった住戸が生じた場合、令和5年12月に再募集を予定しております。

詳しくは公社ホームページ(<https://kyoto-juko.jp/>)をご覧ください。(令和5年12月に掲載予定)

3

#

- ③ 現在京都府内に住所又は勤務場所があること。
- ④ 申込者及び同居親族の収入（所得）の合計が、公営住宅法及び京都府府営住宅条例で定められた収入（所得）の範囲内であること。（詳しくは12～15ページの収入基準をご覧ください。）
- ⑤ 申込者又は同居親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員）でないこと。
※入居者資格については、関係機関に照会します。
- ⑥ 自家所有者でないこと。ただし、一定の条件を満たした場合を除く。
- ⑦ 単身で申込む方は、前記①～⑥の資格のほか、下表の資格を備えていなければなりません。

○単身での入居申込資格

- 1 次のいずれかの条件にあてはまること。
- ① 60歳以上の人
 - ② 身体障害者手帳の交付を受けている人（障害の程度が1級から4級まで）
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人（障害の程度が1級から3級まで）
 - ④ 療育手帳の交付を受けている人（障害の程度が③に相当する程度）
 - ⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている人（障害の程度が特別項症から第6項症まで、又は第1款症であること。）
 - ⑥ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者
 - ⑦ 生活保護を受けている人
 - ⑧ 支援給付を受けている人（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による受給者）
 - ⑨ 海外からの引揚者（引き揚げた日から5年以内の人）
 - ⑩ ハンセン病療養所入所者等
 - ⑪ 結核の長期療養者（1年以上入院している者で退院が認められる者又は退院後1年以内の者等）
 - ⑫ 犯罪被害者等（犯罪等の被害により生計維持が困難になった者又は居住する住宅が滅失・損壊等で居住できなくなった者等）
 - ⑬ 加害者に対し保護命令が出されている等のDV被害者（保護命令が出されてから5年以内）
 - ⑭ ストーカー行為等の被害者（つきまとい等又はストーカー行為により居住する住宅に居住しつづけることができなくなった者）
- ※身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方も、居宅においてこれを受けることができる場合は申込資格がありますので、詳しくはご相談ください。

※単身で申込ができる住宅は、「募集住宅一覧」の単身入居欄に **単身可** と表示してある住宅に限ります。
※現在の同居親族と別居して単身での入居申込は、原則としてできません。
※単身で申込む方は、自活状況申立書（この案内書に添付のもの）を提出してください。

②

申込時の注意点

- ① 次のような場合は、申込をされても失格となります。
 - (1) 申込書、その他必要書類の記載内容について証明ができないとき。
 - (2) 事実と違うことを書いて申込んだとき。
 - (3) 当選後、住民票、課税証明書（所得の金額の内訳及び扶養控除額が記載されたもの）、その他京都府が指定した必要書類を提出されないとき。
- ② **自家所有者の申込**
 自家所有者は、原則として申込むことはできませんが、売却等により自家所有者でなくなる場合は申込むことができます。ただし、当選後下記の書類提出が必要になります。
 - (1) 所有権移転登記後の登記簿謄本、または（競売）売却決定通知書
 （令和5年12月15日（必着）までに提出されないと失格になります。）
 令和5年11月8日（必着）までに登記簿謄本等を提出された場合― 5年12月下旬頃入居
 令和5年12月15日（必着）までに登記簿謄本等を提出された場合― 6年1月下旬頃入居
- ③ **婚約者との申込**
 婚姻届提出の翌月の入居になります。ただし、令和5年12月15日（必着）までに婚姻届受理証明書を提出されないと失格になります。
 令和5年11月8日（必着）までに婚姻届受理証明書を提出された場合― 5年12月下旬頃入居
 令和5年12月15日（必着）までに婚姻届受理証明書を提出された場合― 6年1月下旬頃入居
- ④ **離婚協議中の申込**
 夫婦を分離しての申込は原則としてできませんが、現在離婚協議中の方は、申込むことができます。ただし、令和5年12月15日（必着）までに離婚届受理証明書を提出されないと失格になります。
 令和5年11月8日（必着）までに離婚届受理証明書を提出された場合― 5年12月下旬頃入居
 令和5年12月15日（必着）までに離婚届受理証明書を提出された場合― 6年1月下旬頃入居
 （注）裁判所から保護命令が出されている等のDV被害者の方はご相談ください。
- ⑤ **その他京都府が指定した必要書類**
 上記②～④同様の提出期限及び入居時期となります。

③

申込時の必要書類

申込時の必要書類等（すべての必要事項を記入の上提出してください）

- 府営住宅等入居申込書（原本）〔全員提出してください。〕
 ＊必ず今回の申込専用封筒に同封してあるものを使用してください。
- 申込者（入居者）及び同居親族の状況申立書（原本）
 〔全員提出してください。〕
 ＊募集案内書の綴込用紙を使用してください。
- 自活状況申立書（原本）〔单身の方のみ提出してください。〕
 ＊募集案内書の綴込用紙を使用してください。

④

申込書の書き方

- ① 各欄に記入のないもの、記載内容が不明瞭なものや、事実と異なった記入をした場合は、申込が無効となります。特に申込者の現住所・氏名・同居親族・希望別団地番号・住宅困窮等の理由は必ず正確に記入してください。
- ② **A票**「**現住所**」は申込受付時に住んでいる住所を記入してください。アパート・寮等に住んでいる方はその名称及び部屋番号を、また、親・親族の家に同居・他人の家に間借り等をしている方はその家の世帯主名を（〇〇〇〇様方）と記入してください。（現住所が住民票と違う場合は、必ず事前に電話でご相談ください。）
- ③ **A票**「**勤務先の所在地**」は現在通勤している事業所の住所を記入してください。例えば営業所勤務の場合は、営業所の住所を記入してください。（一時的な通勤先は除く。）
- ④ **A票**「**入居者及び同居親族**」欄は、府営住宅に入居を希望される申込者を氏名ふりがな・続柄・生年月日・年齢・性別・職業（無職の場合は空白ではなく“無職”と記入）・1年間の所得額・同居別居の別（婚約者以外で別居している方がいる場合は必ず事前に電話でご相談ください）等を正確に記入してください。また、婚約者の場合は続柄を“婚約者”と記入してください。
外国人の方は在留カード記載の通りの氏名とそのふりがなを記入してください。また、通称が記入できるのは住民票に通称が記載されている場合のみです。
- ⑤ **A票**「**1年間の所得額**」は**収入基準（12ページ～15ページ）**の説明をよく読んで記入してください。
- ⑥ **A票**「**現住所の使用関係**」の「**自家**」とは、申込者及び同居親族が所有権を有する建物（持ち家）、「**借家**」とは一戸建てまたは連棟（長屋）の賃貸住宅、「**アパート**」とは賃貸の集合住宅、「**間借**」とは他人の家に同居、「**同居**」とは親族の家に同居、「**UR（旧公団）住宅**」とはURの賃貸住宅、「**公営**」とは府営住宅・市営住宅等のことをいいます。その他に申込者及び同居親族以外の名義の住宅等に居住されている場合は「その他」に丸印を付けて「（ ）」の中に具体的に記入してください。
- ⑦ **A票**「**入居を希望する住宅等**」欄の「**型別**」は、型別欄の2DK・3DK等の表示を記入してください。
- ⑧ **B票**「**住宅困窮理由**」は4ページを参照してください。
- ⑨ 婚約者と申込をする方は裏面**H票**の「**婚約証明**」欄も必ず記入してください。
- ⑩ **C票**の「**現在お住まいの住宅の状況**」欄の「**借家・アパート等の借主（名義人）の氏名**」は自宅の賃借人を記入してください。申込者が賃借人の場合は「**申込者との続柄**」は“本人”と記入してください。

A票

⑤

申込書の記入例

山城地域 令和5年10月一般募集
(多子・新婚・子育て・近居優先募集)

府営住宅等入居申込書

京都府知事様
京都府住宅供給公社理事長様

令和 5 年 10 月 2 日

現住所が住民票と違う場合は、必ず事前に電話でご相談ください。

氏名 住宅太郎

この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議のないこと及び申込者又は同居しようとする親族が現在暴力団員ではなく、府営住宅等入居後も暴力団員とならないことを誓約し、次のとおり申し込みます。

また、入居者資格についての関係機関への照会に同意します。

アパート名・部屋番号までご記入ください。

申込者	現住所	〒611-0000 宇治市〇〇〇町▽▽▽番地 ■■■マンション◆棟◇◇◇号		携帯電話090-1234-xxxx(妻) 電話0774-21-◇◇◇◇				
	氏名	住宅太郎	生年月日 (年齢)	昭和〇年〇月〇日生(〇〇歳)				
	勤務先の名称 所在地	住宅供給 株式会社 宇治営業所 宇治市〇〇〇町△△△番地〈派遣元〉住宅派遣(株)京都支店		電話 0774-20-☆☆☆☆				
入居者及び同居親族	氏名	続柄	生年月日 (年齢)	性別	職業	1年間の 所得額	同居・別居 の別(現在)	備考
	住宅太郎	本人		男	派遣社員	〇〇〇〇〇〇円		
	花子	妻	S〇年〇月〇日生 (〇〇歳)	女	無職		同居・別居	
	一郎	長男	H〇年〇月〇日生 (〇〇歳)	男	アルバイト (高校生)	〇〇〇〇円	同居・別居	
	二郎	二男	H〇年〇月〇日生 (〇〇歳)	男	無職 (中学生)		同居・別居	
			年 月 日生 (歳)				同居・別居	
			年 月 日生 (歳)				同居・別居	
現住所の使用関係	自家・借家・ <u>アパート</u> ・間借・同居・UR住宅(旧公団)・公営・その他()							
希望別 〔入居を希望する住宅等〕	団地番号	団地名	型 別	種 別				
	12	西大久保	3DK	府営住宅	特別賃貸府営住宅	特定公共賃貸府営住宅		
住宅困窮の理由	B票の住宅困窮理由欄に必ず記入してください。			※ 申 受 番	込 付 号	第 号		

1つの番号のみ記入してください。
2つ以上の番号を記入した場合は全て無効になります。

(注) 以下の記載は、省略しています。

(注) ボールペンで記入してください(消せるボールペンは不可)。

⑥

当選後の必要書類

当選者には改めて当選通知で必要書類をお知らせしますので、期限日までに必ず提出してください。

当選後の必要書類（詳細は当選通知を確認してください）

- 申込者及び同居親族全員の世帯全員の住民票（原本）
- 申込者及び同居親族全員（義務教育修了以上）の令和5年度課税（非課税）証明書（原本）
- 収入（所得）を証明する書類（10ページ参照）
 申込受付時に収入のある方全員について提出してください
- 収入（所得）のないことを証明する書類（11ページ参照）
 申込受付時に収入のない方全員（義務教育修了以上）について提出してください
- 生活保護を受けている方は、直近の生活保護受給証明書（原本）（11ページ参照）
- 支援給付を受けている方は、直近の支援給付受給証明書（原本）（11ページ参照）
- 単身で申込される方は、単身資格を確認する書類（11ページ参照）
- 障害のある方は、障害者手帳の全ページ（写し）
- その他京都府が必要とする書類（当選通知でお知らせします。）

① 住民票

申込者及び同居親族全員の世帯全員の住民票（発行後3か月以内）を提出してください。

住民票の交付を受ける場合は、「世帯主」又は「世帯主との続柄」の記載のある、本籍は省略した住民票（外国人の方は、「在留期間等」「在留期間満了日」「在留資格」「国籍・地域」も記載したもの）を請求してください。

府営住宅に同居しない親族と同居中の場合は、その同居親族全員の住民票も提出してください。

② 課税（非課税）証明書

申込者及び同居親族全員（義務教育修了以上）の令和5年度課税（非課税）証明書（市区役所・町村役場発行後3か月以内、所得金額の内訳及び扶養控除額が記載されたもの）を提出してください。

③ 収入（所得）を証明する書類

申込受付時に収入（所得）のある申込者及び同居親族全員（義務教育修了以上）については、次表の区分による必要書類を提出してください。

ただし、生活保護扶助費・雇用保険金・労災保険金・遺族年金・障害年金・傷病恩給・損害保険金・仕送り等課税されない所得は収入から除外されます。

給与所得の方（アルバイト・パートを含む）の必要書類

現在の勤務先	証明期間	証明書の種類	証 明 先
令和4年1月1日以前から引き続き勤務している方	令和4年1月1日から令和4年12月31日まで	●令和4年分給与所得の源泉徴収票（写し） （印字されたものは証明印省略可）	勤 務 先 （証明印押印の ものに限る）
令和4年中に1ヵ月以上休職された方	申込月の前月からさかのぼった1年間	●給与支払証明書（原本）	
令和4年1月2日以降に就職し、申込時までに1年以上勤務している方	申込月の前月からさかのぼった1年間	●給与支払証明書（原本）	勤 務 先 （証明印押印の ものに限る）
就職してから申込時までに1年未満の方	就職した月から申込月の前月まで	●給与支払証明書（原本）	勤 務 先 （証明印押印の ものに限る）

○給与支払証明書（原本）は状況により提出を求める場合があります。

○就職後1年未満の方の年間総収入金額の算出方法

$$\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 \text{ か月} + \text{賞与} = \text{推定年間総収入金額}$$

○就職後まだ1ヵ月分の給与を支給されていない方は事前に京都府住宅供給公社（075-432-2018）に電話で問い合わせてください。

事業所得の方の必要書類

現在の事業	証明期間	証明書の種類	証 明 先
令和4年1月1日以前から引き続き営業している方	令和4年1月1日から令和4年12月31日まで	●令和4年分の所得税の確定申告（控） （税務署の受付印のあるもの）（写し）	本人による証明
令和4年1月2日以降に開業し、申込時までに1年以上営業している方	申込月の前月からさかのぼった1年間	●営業実績証明書により「総収入－必要経費＝所得」を月別に記入（原本）	
現在の事業を開業してから、申込時までに1年未満の方	開業した月から申込月の前月まで	●営業実績証明書により「総収入－必要経費＝所得」を月別に記入（原本）	本人による証明

○営業実績証明書（原本）は状況により提出を求める場合があります。

○開業後1年未満の方の年間総所得金額の算出方法

$$\frac{\text{開業した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{開業した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 \text{ か月} = \text{推定年間総所得金額}$$

○開業後1ヵ月未満の方は事前に京都府住宅供給公社（075-432-2018）に電話で問い合わせてください。

年金収入（所得）のある方の必要書類

年金収入のある方は直近の年金通知書（はがき）等の写しを提出してください。

企業年金、年金基金、個人年金等の年金支払通知書（写し）も提出してください。

④ 収入（所得）のないことを証明する書類

収入（所得）のない方の必要書類

申込受付時に収入（所得）のない申込者及び同居親族全員（義務教育修了以上）については、次の(1)に掲げる証明書類を提出してください。

また、学生の方は次の(2)の証明書類をあわせて提出してください。

(1) 無職無収入証明書（以下のうちひとつ）

最新年度の（非）課税証明書（原本）（③と兼用可、収入額がないことがわかるもの）、退職証明書（退職後3ヶ月以内のもの）、雇用保険受給資格者証（受給中のみ）、離職票（離職後3ヶ月以内のもの）、生活保護受給証明書（原本、直近のもの）、支援給付受給証明書（原本、直近のもの）、民生委員による状況確認報告書又は無職証明書（原本、直近のもの）等

(2) 在学証明

- ・高校に在学中の方は学生証の写し（在学証明書の写しも可）
- ・大学・短大・各種学校等に在学中の方は在学証明書（原本）

⑤ 生活保護（支援給付）を受けていることを証明する書類

生活保護（支援給付）を受けている方は、直近の生活保護（支援給付）受給証明書（原本）を必ず提出してください。

また、住宅困窮理由（4ページ参照）のわかるものを提出してください。

⑥ 単身で申込される方の必要書類

区 分	証 明 書 類
①高 齢 者	住民票（当選されてからで結構です。）
②身 体 障 害 者	身体障害者手帳の写し
③精 神 障 害 者	精神障害者保健福祉手帳の写し
④知 的 障 害 者	療育手帳の写し
⑤戦 傷 病 者	戦傷病者手帳の写し
⑥原子爆弾被爆者	医療特別手当証書又は特別手当証書の写し
⑦生活保護法による被保護者	生活保護受給証明書（原本）
⑧支援給付受給者	支援給付受給証明書（原本）
⑨引 揚 者	厚生労働大臣の引揚者証明書又は支給決定通知書（自立支度金）の写し
⑩ハンセン病療養所入所者等	平成8年3月31日までの間に国立ハンセン病療養所その他厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していたことを証明する療養所長の証明書
⑪結核の長期療養者	事前に京都府住宅供給公社075(432)2018までお問い合わせください。
⑫犯 罪 被 害 者 等	事前に京都府住宅供給公社075(432)2018までお問い合わせください。
⑬D V 被 害 者	保護命令決定書の写し等
⑭ストーカー被害者等	事前に京都府住宅供給公社075(432)2018までお問い合わせください。

※単身で申込む方は、自活状況申立書（この案内書に添付のもの）を申込時に提出してください。

⑦

収入基準

① 〔年間総所得金額による基準早見表〕

府営住宅の申込には、申込者及び同居親族（事実婚の配偶者又は婚約者を含む。）の全員の収入（所得）の合計が公営住宅法及び京都府府営住宅条例で定められた収入（所得）の範囲内であることが必要です。その範囲とは以下の〔年間総所得金額による基準早見表〕のとおりです。

（単位：円）

種 別	収入 基準	同居親族及び扶養親族（申込者を除く）						
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
府 営 住 宅	①	0 ） 1,896,000	0 ） 2,276,000	0 ） 2,656,000	0 ） 3,036,000	0 ） 3,416,000	0 ） 3,796,000	0 ） 4,176,000
	裁量 階層 ②	0 ） 2,568,000	0 ） 2,948,000	0 ） 3,328,000	0 ） 3,708,000	0 ） 4,088,000	0 ） 4,468,000	0 ） 4,848,000
特 別 賃 貸 府 営 住 宅	③	0 ） 3,756,000	0 ） 4,136,000	0 ） 4,516,000	0 ） 4,896,000	0 ） 5,276,000	0 ） 5,656,000	0 ） 6,036,000

（注）裁量階層（16ページ参照）に該当する世帯については、府営住宅の収入基準欄②の収入基準となります。

7人以上の場合は、1人増加するごとに380,000円をそれぞれ加算してください。

次の（１）、（２）により、全員の申込時の収入（所得）を確認し、13～14ページの「②『年間総所得金額』の求め方」、9～10ページの「③収入（所得）を証明する書類」により計算してください。

（１）収入計算の対象となる所得（所得税法上、課税の対象となるもの）

給 与 所 得	給与、俸給、賃金、賞与等（残業手当、家族手当、皆勤手当等を含む。） ただし、通勤手当等の非課税所得を除く。
年 金 所 得	厚生年金、共済年金、国民年金、企業年金、年金基金、個人年金等の課 税対象となる年金。ただし、障害年金、遺族年金などの非課税所得を除く。
その他の所得 （事業所得・雑所得等）	事業所得（保険の外交などを含む。） 配当所得、利子所得などの所得 （収入から必要経費を差し引いたもの）。

（２）収入計算の対象とならない所得

給 与 所 得	傷病恩給、退職所得 等
年 金 所 得	遺族年金、障害年金 等
保 険 金 等	雇用保険金、労働災害保険金、損害保険金 等
その他	生活保護扶助費、仕送り、譲渡所得、一時所得 等

- ・ 一時的な収入（おおむね1年以内の期間ごとに継続的に得る収入でないもの）は収入計算の対
象となりません。

② 『年間総所得金額』の求め方

給与所得の方（アルバイト・パートを含む）

- 次表により10ページ「給与所得の方の必要書類」を参照して「年間総収入金額」から「年間総所得金額」を算出してください。
- 2人以上の場合はそれぞれ算出したものを合算してください。
- 1人2社以上勤務の場合は先に合算したのから算出してください。

【年間総所得金額算出のしかた】

年 間 総 収 入 金 額	年 間 総 所 得 金 額
551,000円未満	0円
551,000円以上～1,619,000円未満	年間総収入金額－55万円
1,619,000円以上～1,620,000円未満	106万9千円
1,620,000円以上～1,622,000円未満	107万円
1,622,000円以上～1,624,000円未満	107万2千円
1,624,000円以上～1,628,000円未満	107万4千円
1,628,000円以上～1,800,000円未満	端数整理後の年間総収入金額×0.6＋10万円
1,800,000円以上～3,600,000円未満	端数整理後の年間総収入金額×0.7－8万円
3,600,000円以上～6,600,000円未満	端数整理後の年間総収入金額×0.8－44万円
6,600,000円以上～8,500,000円未満	年間総収入金額×0.9－110万円

※端数整理の方法（年間総収入金額が1,628,000円以上6,600,000円未満の場合のみ）

年間総収入金額を4,000で除し、出た数の小数点以下を切捨て、4,000をかけてください。

（例）2,859,999円の場合

$$2,859,999 \div 4,000 = 714.99\cdots$$

$$714 \times 4,000 = 2,856,000円$$

○就職後1年未満の方の年間総収入金額の算出方法

$$\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12ヶ月 + \text{賞与} = \text{推定年間総収入金額}$$

- 令和4年1月1日以前から引き続き勤務している方で令和4年中に1カ月以上休職していない方は令和4年分給与所得の源泉徴収票の『支払金額』から上の算出方法で「年間総所得金額」を算出してください。

事業所得の方

- 年間総収入金額から必要経費を控除した額が「年間総所得金額」です。10ページ「事業所得の方の必要書類」を参照してください。
 - 開業1年未満の方の年間総所得金額の算出方法
- $$\frac{\text{開業した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{開業した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12ヶ月 = \text{推定年間総所得金額}$$
- 令和4年1月1日以前から引き続き営業している方で令和4年中に1カ月以上休業していない方は令和4年分所得税確定申告書（控）の所得金額の合計金額が「年間総所得金額」になります。

年金収入（所得）のある方

○次表により「年間年金総収入金額」から「年間年金総所得金額」を算出します。

○2人以上の場合はそれぞれ算出したものを合算してください。

○1人2種類以上の年金のある場合は先に合算したのから算出してください。

【年間年金総所得金額算出のしかた】

受給者の年齢	年間年金総収入金額（A）	年間年金総所得金額
65歳未満の者	60万円以下	= 0
	60万円を超え130万円未満	(A) - 60万円
	130万円以上410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円
	410万円以上770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円
	770万円以上1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円
65歳以上の者	110万円以下	= 0
	110万円を超え330万円未満	(A) - 110万円
	330万円以上410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円
	410万円以上770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円
	770万円以上1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円

(注) 公営住宅の所得計算の特例により、給与および年金所得額から、それぞれ10万円（それぞれ10万円未満の場合はその額）を控除します。

③ 収入計算で控除する種類と控除額

控除対象者がいる場合は前記②により算出した額からそれぞれ下表に該当する控除額を差し引いた額が年間総所得金額となります。

種 類	要 件	控 除 額
同一生計配偶者で70歳以上の者 老 人 扶 養 親 族	70歳以上の人	1人につき 10万円
扶 養 親 族	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人	1人につき 25万円
障 害 者 (特別障害者を除く) 右の要件のいずれかに該当すること	イ 身体障害者手帳の交付を受けている人 ロ 戦傷病者手帳の交付を受けている人 ハ 精神保健指定医等の判定により知的障害者と判定された人 ニ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	1人につき 27万円
特 別 障 害 者 右の要件のいずれかに該当すること	イ 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級又は2級に該当する人 ロ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症から第3項症までに該当する人 ハ 原爆被爆者として厚生労働大臣の認定を受けた人 ニ 心神喪失の常況にある人又は精神保健指定医等の判定により重度の知的障害者と判定された人 ホ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級に該当する人	1人につき 40万円
寡 婦	下記の「ひとり親」に当てはまらない人で、次のイ～ロのいずれかに当てはまる人 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象外 イ 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人 ロ 夫と死別した後婚姻していない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人	その者に所得がある場合 27万円 〔その者の所得金額が27万円未満の場合はその金額〕
ひ と り 親	現に婚姻していない人又は配偶者が生死不明などの人で、次のイ～ロの全てに当てはまる人 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象外 イ 総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がおり、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていないこと ロ 合計所得金額が500万円以下であること	その者に所得がある場合 35万円 〔その者の所得金額が35万円未満の場合はその金額〕

④ 裁量階層（府営住宅申込収入基準が緩和される世帯）は、次に掲げる世帯です。

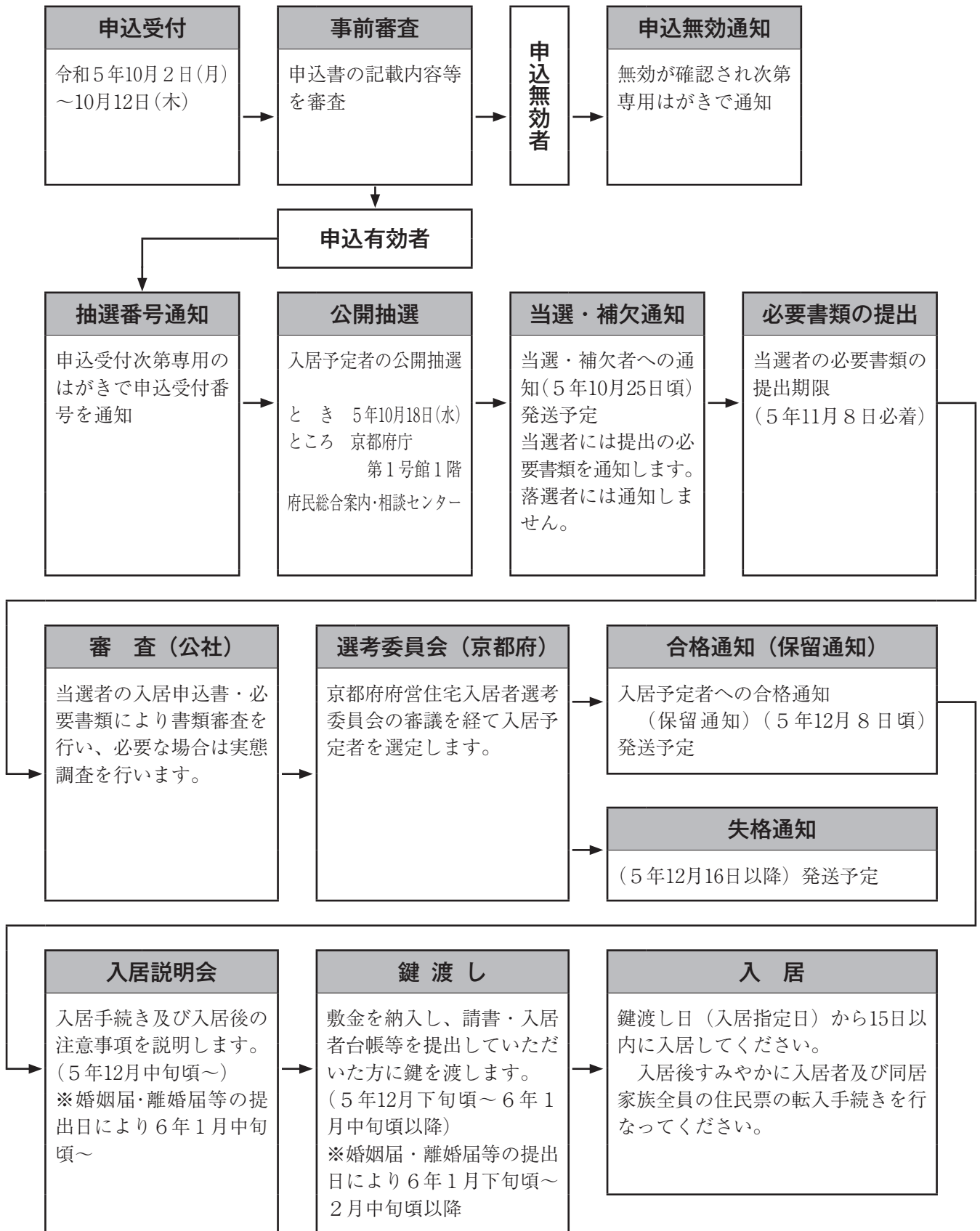
次のいずれかに該当する世帯については、年間総所得金額による基準早見表（12ページ）が府営住宅の収入基準欄②の金額となります。（入居できる収入の上限が引き上げられます。）

世帯区分	要 件	必 要 書 類（当選後提出）
障 害 者	イ 申込者又は同居親族が身体障害者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級から4級まで）	身体障害者手帳の写し
	ロ 申込者又は同居親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級又は2級）	精神障害者保健福祉手帳の写し
	ハ ロに規定する精神障害の程度に相当する程度と認められる知的障害者	療育手帳の写し
高 齢 者	イ 申込者が60歳以上で、同居親族の方が全員「18歳未満又は60歳以上」である場合 ロ 申込者が60歳以上の者（単身者）	世帯全員の住民票
戦 傷 病 者	申込者又は同居親族が戦傷病者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が特別項症から第6項症まで、又は第1款症であること）	戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者	申込者又は同居親族が厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者である場合	医療特別手当証書又は特別手当証書の写し
引 揚 者	申込者又は同居親族が海外からの引揚者である場合（引き揚げた日から起算して5年以内に限る）	厚生労働大臣の引揚者証明書又は支給決定通知書（自立支度金）の写し
ハンセン病療養所入所者等	平成8年3月31日までの間に国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者	入所していたことを証明する療養所長の証明書
新 婚 世 帯	今回の受付期間初日において、夫婦・婚約者とも40歳未満でかつ婚姻後1年未満の者がある場合（夫婦構成に変更がない場合に限り、入居日から起算して10年間を裁量階層とします。）	婚姻届受理証明書等
小学生以下の子ども の いる 世 帯	入居時点において、同居者に小学校6年生以下（入居後最初の4月1日時点で満13歳未満）の者がある場合	世帯全員の住民票
多 子 世 帯	今回の受付期間初日において、同居者に18歳未満の者が3人以上ある場合	世帯全員の住民票

（注） 裁量階層に該当していた世帯であっても、該当する必要条件が満たされなくなった場合は、年間総所得金額による基準早見表（12ページ）が府営住宅の収入基準欄①の金額となります。その場合は家賃月額が増加することがあります。

4

申込受付から入居までの流れ



〒602-8031 京都市上京区 京都府庁前郵便局留置

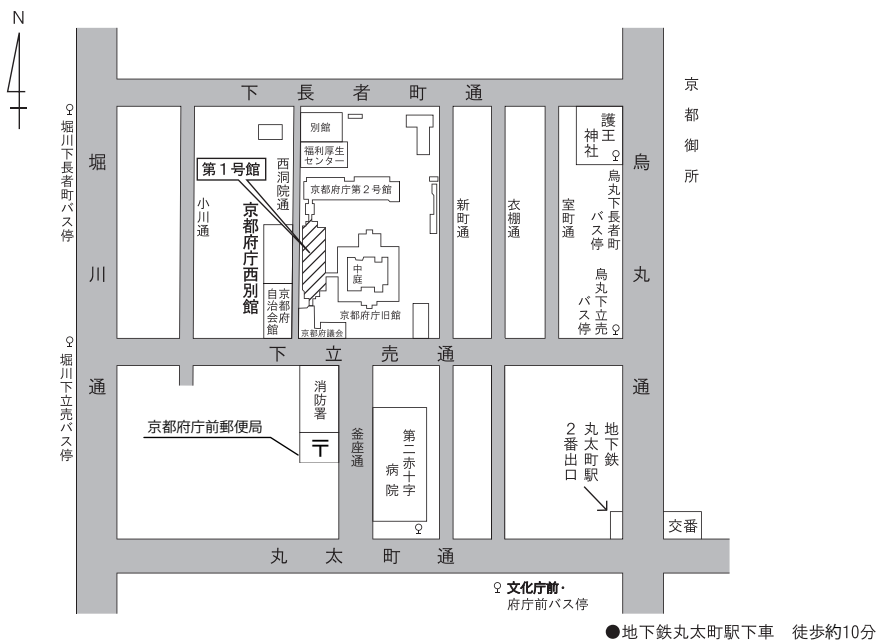
- ## ◆事前審査

申込者全員について、公開抽選までに、入居申込書の記載内容等により審査します。

- ◆公開抽選日
及び会場

令和5年10月18日(水) 午前10時から午前10時30分頃まで
(時間は前後する場合があります。)

京都府庁第1号館 1階 府民総合案内・相談センター
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町



※ 来客用駐車場はありません。

- (1) 公開抽選は自由参加で、参加されなくても抽選結果には一切影響ありません。
- (2) 入居申込書に記入された希望別の団地番号に基づいて抽選を行います。
- (3) 抽選会場へのお問い合わせはご遠慮願います。
- (4) 抽選結果は10月18日(水) 午後3時以降に当公社（京都府庁西別館2階）前及び京都府庁第1号館1階府民総合案内・相談センターに掲示し、当公社ホームページ（<https://kyoto-juko.jp/>）にも掲載します。

また電話での照会は抽選日の午後3時から午後5時まで応じます。抽選日の翌日以降は午前9時から正午まで、午後1時～午後5時まででお願いします。照会電話：075-432-2018

- (5) 当選者・補欠者には10月25日頃当選（補欠）通知を発送します。落選者には通知しません。
- (6) 当選者に提出していただく必要書類（住民票等）は、当選通知でお知らせします。

◆ 審 査

- (1) 当選者の審査では、申込書の記載内容を証明していただくために、住民票、課税証明書等の必要書類を提出していただき、必要に応じて実態調査を行います。
※なお、提出していただいた書類は返却できません。
- (2) 住民票、課税証明書等の必要書類を提出しないとき、又は申込書の記載内容が証明できないときや虚偽であることが判明したときには、失格となります。（必要書類の提出期限令和5年11月8日（必着））
- (3) 入居予定者は、京都府府営住宅入居者選考委員会の審議を経て京都府が選定します。
（入居予定者への合格通知令和5年12月8日頃発送予定）
- (4) 入居予定者が、やむを得ず入居を辞退する場合は、入居説明会までに辞退届を提出してください。なお、入居辞退の連絡がなく、入居説明会に欠席した場合は、入居説明会翌日に入居予定者としての資格を失います。
- (5) 当選者が失格・辞退したときは、補欠者に必要書類を提出いただき、審査、選考委員会の審議を経て、入居予定者を選定します。その場合の入居時期は令和6年1月下旬頃～2月中旬頃以降の予定となります。

◆ 入居予定の
時 期

令和5年12月下旬頃～6年1月中旬頃（整備工事の都合等により遅れることがあります。）

※「申込受付から入居までの流れ」（17ページ参照）を見て、入居の時期、書類の提出期限等を確認のうえ申込してください。

※鍵渡しまでに府営住宅室内をご覧くださいことはできません。

◆ そ の 他 1 緊急連絡先

入居に当たっては緊急連絡先の届出が必要です。詳細は入居説明会の時に説明します。

○ 緊急連絡先についての注意事項

- (1) 入居者及び緊急連絡先の個人情報について、管理上必要となる範囲で収集、利用、提供することに同意をお願いしており、この目的以外には使用いたしません。
- (2) 入居者の安否確認、事件・事故等の緊急時にご協力をお願いする場合がありますので可能な限り同居者以外の親族で連絡のつきやすい方を届け出てください。ただし、難しい場合は、親族以外の方又は法人その他の団体（福祉施設等）でも構いません。
- (3) 緊急連絡先はできるだけ2人届け出てください。ただし、難しい場合は、1人でも構いません。

※なお、令和2年4月1日以降、連帯保証人が不要となりました。

2 敷金として家賃月額3か月分を鍵渡しまでに納付し、鍵渡し時に領収書のコピーを提出してください。

日割家賃が発生する場合は別途期限までに納付してください。

3 府営住宅には、無断で他の親族等を同居させることはできません。

4 府営住宅では動物の飼育はできません。

（犬や猫などを飼いますと、なき声・臭い等で隣近所に迷惑を
かけますので、絶対に飼わないでください。）

5 府営住宅を住まい以外の目的に使用することはできません。

6 その他府営住宅条例・規則及び京都府の指示に従わなければなりません。

府営住宅では、防火・防犯活動、共用部分の清掃活動など、団地全体の良好な環境のため、自治会が重要な役割を果たしており、入居後は自治会活動に積極的に参加していただきます。

特に、共用部分の清掃活動などへの参加については、入居者として当然の義務であり、積極的に参加してください。

また、階段の通路灯の電気料金など共同施設の管理運営に必要な共益費の負担が必要です。

5

一般募集予定月

○各月募集案内書は、その前月下旬頃から配布する予定です。

〈令和5年度募集予定月〉

令和5年 6月	7月	10月	11月※	令和6年 2月	3月
------------	----	-----	------	------------	----

※11月募集は10月31日から受付開始予定

6

特定目的による優先入居募集

○特定目的による優先入居の募集は、特に住宅にお困りになっている高齢者世帯、母子世帯、父子世帯、DV被害者世帯、障害者世帯、長期結核療養者世帯、原爆被爆者世帯、ハンセン病療養所入所者等世帯、外国人研究者・留学生等世帯、犯罪被害者世帯、多子世帯、新婚世帯、子育て世帯及び近居世帯を対象に行います。

〈令和5年度募集予定月〉

令和5年 6月	10月	令和6年 2月
------------	-----	------------

○上記世帯に該当し入居を希望される方は、下記の問い合わせ先にご相談ください。

(申込先及び問い合わせ先)

(組織改正で名称等が変更される場合があります)

区 分	申込先及び問い合わせ先	
高 齢 者 世 帯	高齢者支援課 事業所・福祉サービス係	TEL075-414-4672
母 子 世 帯 父 子 世 帯 D V 被 害 者 世 帯※	家庭支援課 非行少年・ひきこもり対策係	TEL075-414-4305
障 害 者 世 帯 (重度・中度)	障害者支援課 スポーツ・文化芸術等社会活動推進係	TEL075-414-4603
長期結核療養者世帯	健康福祉部 地域福祉推進課 地域福祉・福祉のまち推進係	TEL075-414-4569
原爆被爆者世帯	健康福祉部 健康対策課 疾病対策係	TEL075-414-4736
ハンセン病療養所入所者等世帯	健康福祉部 健康対策課 感染症対策係	TEL075-414-4723
外国人研究者・留学生等世帯	国 際 課 国際化推進係	TEL075-414-4316
犯 罪 被 害 者 世 帯	文化生活部 安心・安全まちづくり推進課	TEL075-414-5076
多 子 世 帯 新 婚 世 帯 子 育 て 世 帯 近 居 世 帯	京都市〈西京区除く〉地域 (株)東急コミュニティー 京都府営住宅管理センター	TEL075-354-1090
	乙訓(京都市西京区含む)・南丹地域 (株)東急コミュニティー 乙訓・南丹府営住宅管理センター	TEL075-382-1091
	山城地域、中丹・丹後地域 京都府住宅供給公社 業務部住宅管理課	TEL075-432-2018

※DV被害者世帯については下記の場所が申込先になります。

京都府家庭支援総合センター 京都市東山区清水四丁目185-1 TEL075-531-9910
 京都府南部家庭支援センター 宇治市大久保町井ノ尻13-1 TEL0774-43-9911
 京都府北部家庭支援センター 福知山市字堀小字内田1939-1 TEL0773-22-9911
 京都府保健所(広域振興局健康福祉部)

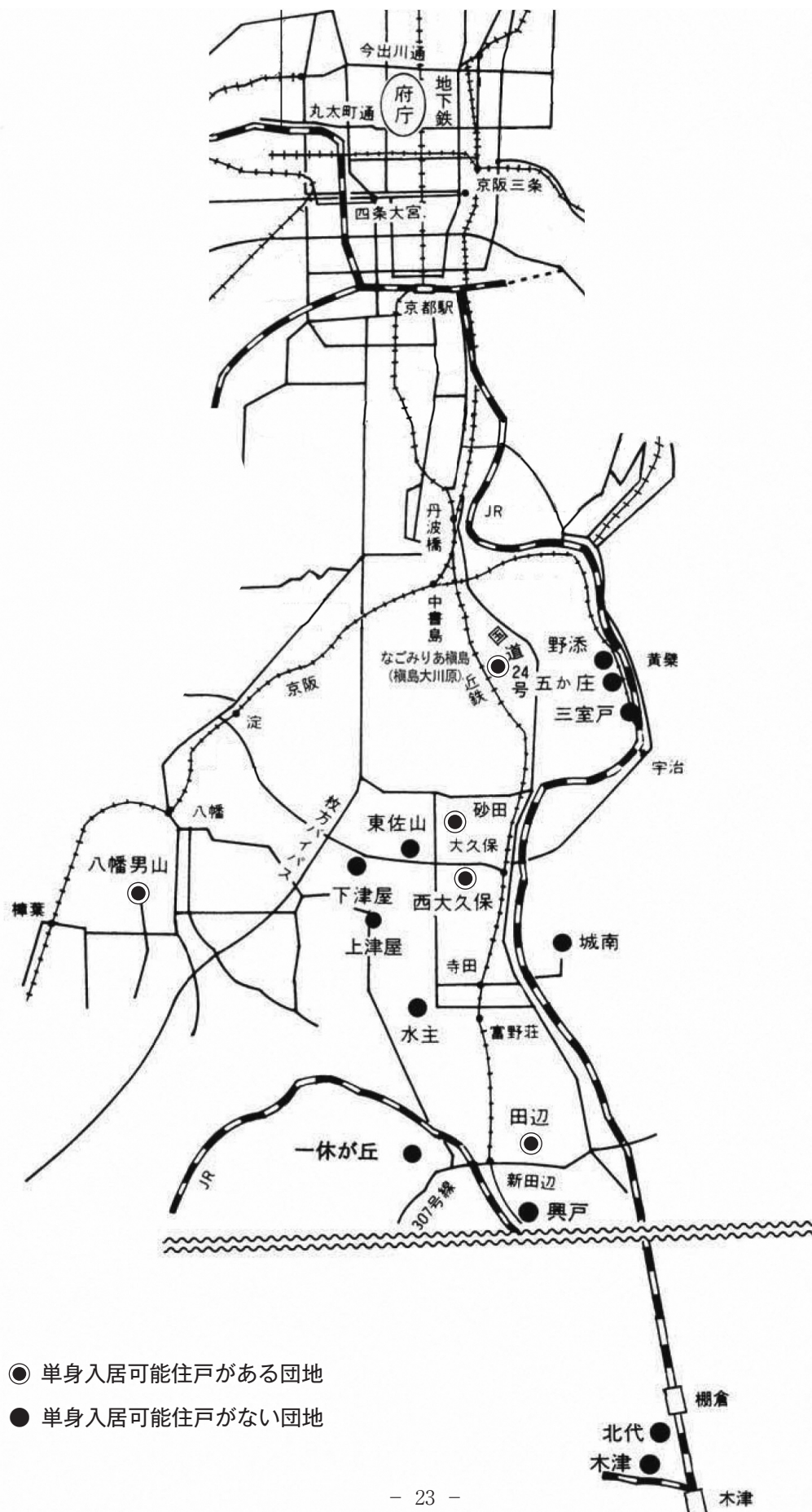
(ご注意) ・特定目的優先入居募集に申込される場合にも、一般募集と同様の申込資格が必要となります。
 ・特定目的優先入居募集に申込されても、一般募集に申込することができます。

山城地域 主な府営住宅所在地・位置図

建設 年度	団 地 名	団 地 戸 数	所 在 地	交 通 機 関
47～50, 平元	にし おお く ぼ 西 大 久 保	2,070	宇治市大久保町平盛・旦棕	近鉄大久保駅下車、西へ15分
60～62	み ろ 室 と 三 室 戸	160	宇治市菟道谷下り	京阪三室戸駅下車、東へ3分
平24	なごみりあ ^{まきしま まきしまねがはら} 横島(横島大川原)	150	宇治市横島町大川原	近鉄向島駅から京都京阪バス 横島コミセン下車、西へ4分
平10	すな だ 砂 田	100	宇治市伊勢田町砂田	近鉄小倉駅下車、西へ20分
58	こ か しょう 五 か 庄	32	宇治市五ヶ庄福角	京阪三室戸駅下車、北へ10分
60	の ぞえ 野 添	24	宇治市五ヶ庄野添	京阪黄檗駅下車、西へ9分 J R 黄檗駅下車、西へ12分
54, 55	みず し 水 主	245	城陽市水主北ノ口	近鉄富野荘駅下車、西へ20分
41, 42	じょう なん 城 南	175	城陽市寺田宮ノ谷・深谷・ 林ノ口	近鉄寺田駅下車、東へ25分 J R 城陽駅下車、東へ8分
49	や わた おとこ やま 八 幡 男 山	95	八幡市男山雄徳	京阪樟葉駅から京阪バス 男山車庫下車、西へ3分
平12	こう づ や 上 津 屋	18	八幡市上津屋里垣内	京阪石清水八幡宮駅から京阪バス 上津屋下車、3分
43～45, 58, 63	た なべ 田 辺	1,130	京田辺市河原神谷・室垣外・ 東久保田	近鉄新田辺駅下車、東へ15分 奈良交通バス府営田辺団地下車
平10	いっ きゅう おか 一 休 が 丘	30	京田辺市薪長尾谷	J R 京田辺駅下車、西へ20分
平6	こう ど 興 戸	21	京田辺市草内山科	近鉄興戸駅下車、2分
平6	きた だい 北 代	50	木津川市山城町椿井北代	J R 奈良線棚倉駅下車、南へ15分
平3	き づ 木 津	39	木津川市相楽川ノ尻・ 木津下川原	J R 西木津駅下車、北へ3分
52, 54	しも つ や 下 津 屋	246	久世郡久御山町下津屋川原	京阪バス下津屋口下車、3分
50, 51	ひがし さ やま 東 佐 山	215	久世郡久御山町佐山初池・ 林宮ノ後	近鉄大久保駅から京阪バス 久御山団地口下車、北へ1分

※府営住宅所在地の洪水浸水想定区域については、各自治体のホームページ等の水害ハザードマップでご確認ください。
浸水想定区域とは、河川が氾濫した場合に、浸水が想定される範囲と水深を示したものです。

山城地域 主な府営住宅位置図



民間賃貸住宅等への入居支援のご案内

京都府居住支援協議会では、住宅確保要配慮者（高齢者、子育て世帯、障害者、低額所得者、被災者などの住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため次のような制度があります。

①高齢者等入居サポーター

民間賃貸住宅の貸主や民間賃貸住宅への入居を希望する高齢者等に対し、各種制度の情報提供や助言を行う宅地建物取引業等の従業者をサポーターとして登録しています。

☞連絡先はこちら（高齢者等入居サポーター名簿をご覧ください）

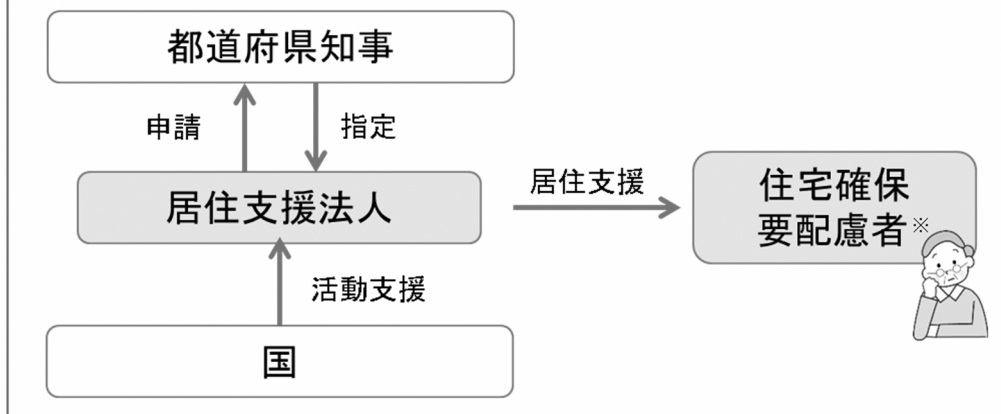
<https://www.pref.kyoto.jp/jutaku/kyjyusienkyougikai.html>



②住宅確保要配慮者居住支援法人

住宅確保要配慮者に対し、家賃債務保証、賃貸住宅への入居等に関する情報提供・相談、見守りなど要配慮者への生活支援を行う法人を指定しています。

【支援イメージ】



※高齢者、障害者、低額所得者、被災者、子育て世帯等、住宅の確保に特に配慮を要するもの

☞連絡先はこちら（「居住支援法人をお探しの方へ」をご覧ください。）

<https://www.pref.kyoto.jp/jutaku/safetynet/legal.html>



高齢者等入居サポーターや居住支援法人の名簿を御希望の方や、制度の詳細についてお知りになりたい方は[京都府建設交通部住宅課（０７５－４１４－５３５８）](https://www.pref.kyoto.jp/jutaku/safetynet/legal.html)にお問い合わせください。

(※単身の方のみ記入してください)

自活狀況申立書

1 現在の生活状況

(1) 現在の住居は（該当する番号を○でかこんでください。）

- ①自家 ②借家 ③アパート ④間借 ⑤同居 ⑥UR住宅
⑦公営住宅 ⑧その他（ ）

(2) 今住んでいる住居の階層は（該当する番号を○でかこんでください。）

- ① 1 階 ② 2 階 ③ 3 階以上

(3) 同居している人は

氏 名	続柄	年齢	氏 名	続柄	年齢

(4) 障害について（該当する番号を○でかこんでください。）

申込者（あなた）に障害が
①ある 障害の程度 身体・精神・知的（ ）級 障害の内容（ ）
②ない

(5) 生活について（該当する番号を○でかこんでください。）

買物等 外出する用事は	① 1人でしている ② ()に頼んでいる
身のまわりのことについて	① 1人でしている ② ()に頼んでいる

(6) 現在受けている医療（訪問看護、通院、服薬、急に持病の症状が出たときの方法など）について、その具体的な内容をご記入ください。

2 府営住宅に入居した場合の生活状況

(1) 日常生活の状況について(できる、できないのどちらかの欄に○をつけてください。)

区 分	できる	できない	介助の有無
①炊事は自分でできますか			有 ・ 無
②買い物は自分でできますか			有 ・ 無
③食事は自分でできますか			有 ・ 無
④排便は普通のトイレで1人でできますか			有 ・ 無
⑤入浴は自分でできますか			有 ・ 無
⑥掃除、洗濯は自分でできますか			有 ・ 無
⑦住居の出入りは自分でできますか			有 ・ 無

(2) (1)で「できない」とした項目について、それをどのように補う予定ですか。具体的に記入してください。

介助者氏名 又は 名称		
住所・所在 及び 連絡先		
介助の項目を○でかこんでください。 その他があれば記入してください。	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ その他 ()	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ その他 ()

切り取り

以上の申立のとおり相違ありません。

また、京都府住宅供給公社が単身入居の入居資格の審査を行うに際し、本申立書、応募書類及び面接等で知った事項について、関係行政機関に提供することに同意します。

令和 年 月 日

氏 名

(※全員記入・申込時に提出してください)

*必ず②裏面にも記入してください

山城地域府営住宅の申込者の方へ

- 申込者本人及び同居親族〔府営住宅入居予定者〕について、以下の該当する項目に○印を付けて必要事項を記入してください。
- 外国人の方の氏名は在留カード記載の通りに記入してください。

申込者(入居者)及び同居親族の状況申立書(①表面)

京都府住宅供給公社理事長様

令和____年____月____日

申込者氏名_____

①生活保護受給者が 《いる・いない》

➡《いる》に○印を付けた方はその全ての生活保護受給証明書【原本】(直近のもの)を当選後に提出してください。

②年金〔国民・厚生・共済・基金・企業・遺族・障害等〕受給者が 《いる・いない》

➡《いる》に○印を付けた方はその全ての年金通知ハガキ【全ページ写し】(直近のもの)を当選後に提出してください。

③障害者手帳(身体・精神・療育)所持者が 《いる・いない》

➡《いる》に○印を付けた方はその全ての障害者手帳【全ページ写し】を当選後に提出してください。

④自家所有者(持ち家の方)が 《いる・いない》

➡《いる》に○印を付けた方は所有権移転登記後の登記簿謄本【原本】等を期限までに提出してください。提出期限・入居予定時期については募集案内書6ページを参照してください。

⑤申込者本人及び同居親族〔府営住宅入居予定者〕(男女とも18歳以上)の方全員の婚姻歴についてお答えください。

➡その全ての氏名を記入し、該当する状況に○印を付けて、配偶者がいない方は戸籍謄本【原本】を、離婚協議中の方は離婚届受理証明書【原本】を当選後に提出してください。

氏名_____ 《婚姻中・離婚協議中・離婚・死別・未婚》

氏名_____ 《婚姻中・離婚協議中・離婚・死別・未婚》

氏名_____ 《婚姻中・離婚協議中・離婚・死別・未婚》

氏名_____ 《婚姻中・離婚協議中・離婚・死別・未婚》

*必ず①表面にも記入してください

山城地域府営住宅の申込者の方へ

○申込者本人及び同居親族〔府営住宅入居予定者〕について、以下の該当する項目に○印を付けて必要事項を記入してください。

○外国人の方の氏名は在留カード記載の通りに記入してください。

申込者(入居者)及び同居親族の状況申立書(②裏面)

⑥現在働いている者(アルバイト・自営業含む)が

《いる・いない》

➡《いる》に○印を付けた方はその全ての氏名等を記入し、募集案内書9～10ページに記載された必要書類を当選後に提出してください。

就職(開業)後、間がなく証明が1ヶ月未満の場合は入居時期が遅れることがあります。

○ 氏名 勤務先名称

就 職 日 年 月 日 頃

勤務先所在地 電話番号

○ 氏名 勤務先名称

就 職 日 年 月 日 頃

勤務先所在地 電話番号

○ 氏名 勤務先名称

就 職 日 年 月 日 頃

勤務先所在地 電話番号

○ 氏名 勤務先名称

就 職 日 年 月 日 頃

勤務先所在地 電話番号

⑦現在高校・大学等(中学校以下は除く)に在学中の者が

《いる・いない》

➡《いる》に○印を付けた方はその全ての氏名等を記入してください。

在学証明書【原本】(高校生は学生証の写し可)を当選後に提出してください。

○ 氏名 学校名 学年 年生

○ 氏名 学校名 学年 年生

○ 氏名 学校名 学年 年生

○ 氏名 学校名 学年 年生

* ご不明の点は京都府住宅供給公社 住宅管理課 075-432-2018 までお尋ねください。